八千代市特定建設工事共同企業体取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八千代市が発注する建設工事の安定的施工を確保すると ともに建設業者の施工能力、経営力向上及び受注機会の拡大を図るため、特 定建設工事共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「特定建設工事共同企業体」とは、市が発注する特 定の建設工事の施工を目的として結成される共同企業体をいう。

(対象工事)

- 第3条 特定建設工事共同企業体に発注することができる工事は,原則として 次の各号のいずれかに掲げる工事であって,技術的難度の高い工事とする。
  - ① 設計金額が2億円以上の土木構造物工事
  - ② 設計金額が3億円以上の建築工事
  - ③ 設計金額が1億5千万円以上の設備・その他工事
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める工事については、特定 建設工事共同企業体に発注できるものとする。

(発注工事の選定)

- 第4条 特定建設工事共同企業体に発注する工事(以下「発注工事」という。
  - )は、前条に規定する特定建設工事共同企業体に発注することができる工事 のうちから、当該工事の規模、内容等を八千代市競争入札等業者選定審査会 (以下「審査会」という。)において審査し、選定するものとする。

(構成員の要件)

- 第5条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる者でなければならない。
  - ① 発注工事に対応する工種について本市の競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載された者。ただし,経常建設工事共同企業体及び発注工事の他の特定建設工事共同企業体の構成員は除く。
  - ② 発注工事の工種に係る建設業の許可を受けてから3年以上の営業実績がある者
  - ③ 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実

績があり、かつ発注工事と同種の工事の施工実績がある者

- ④ 発注工事を管理し得る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専 任で配置できる者
- ⑤ 発注工事に対応する要件を別途定める場合は、当該要件を満たす者
- 2 前条第5号に規定する用件を別途定める場合は、審査会において審査する ものとする。

(構成員数)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員数は、2社とする。ただし、第3条 第1項各号に掲げる工事の種別に応じ、当該各号に定める設計金額の概ね2 倍以上の工事については、2社又は3社とする。

(結成方法)

第7条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(運営形態)

第8条 特定建設工事共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって工事 を施工する共同施工方式でなければならない。

(代表者)

第9条 特定建設工事共同企業体の代表者(以下「代表者」という。)は、構成員のうち、最大の施工能力を有する者でなければならない。

(出資比率)

- 第10条 代表者の出資比率は、構成員のうち、最大の出資比率でなければならない。
- 2 構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、当該企業体の構成員数に応じ、 次の割合以上でなければならない。

構成員数	最小出資比率
2 社	3 0 %
3 社	2 0 %

(入札参加資格審查申請)

- 第11条 市長は、特定建設工事共同企業体に発注するときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告し、公告をした日から原則として15日以内に特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(第1号様式)に特定建設工事共同企業体協定書(第2号様式)、特定建設工事共同企業体使用印鑑届(第3号様式)及び委任状(第4号様式)等を添えて入札参加資格審査の申請をさせるものとする。
  - ① 特定建設工事共同企業体による工事である旨及び当該工事名
  - ② 工事場所
  - ③ 工事概要
  - ④ 特定建設工事共同企業体書の入札参加資格審査申請の受付期間及び受付 場所
  - ⑤ 特定建設工事共同企業体の構成員の数,組合せ,出資比率,代表者及び 構成員の技術的要件等
  - ⑥ その他必要と認められる事項

(入札参加資格審査)

- 第12条 市長は、前条の申請があったときは、すみやかに審査を行い、審査 結果を代表者に通知する。
- 2 前項の審査により適格とされた者は、資格者名簿に登載されたもの者とみなす。

(有効期間)

- 第13条 特定建設工事共同企業体の有効期間は、入札の結果、市が契約を締結した企業体(以下「契約企業体」という。)を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。
- 2 契約企業体の有効期間は、当該工事(当該工事内容の変更に伴う工事及び 関連工事を含む。以下同じ)の完成後3か月を経過した日までとする。ただ し、当該有効期間満了後であっても、当該工事につきかし担保責任がある場 合には、各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

(編成表の提出)

第14条 市長は、契約を締結した日から7日以内に、契約企業体の代表者に

特定建設工事共同企業体編成表を提出させるものとする。

(共同施工の確保)

- 第15条 事業担当課長は、契約企業体から提出された協定書及び編成表等に 基づき、構成員による共同施工が行われているか、適宜調査を行うものとす る。
- 2 前項の場合において、共同施工が行われていないと認められるときは、速 やかに是正するよう指示するものとする。
- 3 事業担当課長は、契約企業体が前項の指示に従わないときは、その旨市長 に報告するものとする。
- 4 市長は、前項の報告を受けたときは、指名停止等必要な手続きを行うものとする。

(その他)

第16条 特定建設工事共同企業体に対する行為は、すべて当該企業体の代表 者を相手として行うものとする。

附 則

この要綱は、平成7年7月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月26日から施行する。

運用上の留意事項

## 第3条(対象工事)関係

- 1 市工事の発注は、単体発注が原則であり、本条に該当すると認められる 工事であっても、特定建設工事共同企業体に発注する必要がない場合は、 当然単体発注によるものとする。
- 2 「技術的難度の高い工事」としては、次に掲げるような工事が考えられる。
  - ① 道路,下水道等の土木構造物であって大規模な建設工事
  - ② 大規模建築工事
  - ③ 設備・その他工事としては、設備、造園、解体、特殊舗装等の大規模な建設工事

### 第5条(構成員の要件)関係

- 1 構成員は、本条第1項各号のすべての要件を満たす者でなければならない。
- 2 本条第1項第3号中「発注工事と同種の工事の施工実績がある者」には、 下請けとして施工した実績がある者を含むものとする。

#### 第6条(構成員数)関係

構成員の脱退は,原則として認めない。

### 第8条(運営形態)関係

各構成員が分担する工事を決め施工するいわゆる「分担施工方式」は、認めない。

## 第9条(代表者)関係

「最大の施工能力を有する者」とは、原則として経営事項審査に基づく総合評定値の上位のものとするが、構成員間の格差が僅少である場合は、いずれが代表者となっても差し支えないものとする。

#### 第10条(出資比率)関係

代表者の出資割合は、できるだけ高いことが望ましい。

#### 第11条(入札参加資格審查申請)関係

- 1 入札参加資格申請の受付期間は、原則として15日間とする。
- 2 受付場所は、財務部契約課とする。

3 協定書の書式は、市があらかじめ定めた書式によるものであり、任意の 書式は認めない。

#### 第12条(入札参加資格審查)関係

本条の審査は,第5条第1項に規定する資格の有無,構成員数,組合せ及び出資比率等について行う。

#### 第14条 (編成表の提出) 関係

編成表の様式は任意だが,できるだけ詳細なものを提出させるものとする。

### 第15条(共同施工の確保)関係

事業担当課長は、建設業法で義務づけられている施工体系図・施工体制台 帳等を参考にして、当該工事の監督職員から随時報告を受け、共同施工の状 況の把握に努めるものとする。

### 第16条(その他)関係

特定建設工事共同企業体に対する通知、契約に基づく工事の監督、請負代金の支払い等の行為は、すべて代表者を相手方とし、代表者へ通知した事項は他の構成員にも通知したものとみなす。

#### その他

入札書,契約書,委任状及び契約書における相手方の表示は、次のとおりとする。各構成員がそれぞれの支店等にその権限を委任した旨の委任状を提出した場合には、受任者の記名捺印とする。

#### ○○○○特定建設工事共同企業体

構成員 住 所 (代表者) 商号又は名称 代表者氏名

構成員住所商号又は名称代表者氏名

# 第1号様式

# 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

平成 年 月

日

(あて先) 八千代	大市長				
				特定建設工事共同	企業体
構成	<b></b>	住	所		
(代表	長者)	商号又は名	名称		
		代表者氏	名		印
構成	<b></b>	住	所		
		商号又は名	名称		
		代表者氏	名		印
			ハこと		。 <b>'</b> & <b>4</b> '〉, 中
			記		
公告年月日 工 事 名 工 事 場 所	平成	年	╡	日	
入札参加資格審	<b>客</b> 查申請	書記載責任	壬者・	連絡者	
	商号又	は名称 _			
	氏	名 _			
	電 話	番号			
	FAX	Κ番号 _			
	<ul><li>(イン・ボーン・ボーン・ボーン・ボーン・ボーン・ボーン・ボーン・ボーン・ボーン・ボー</li></ul>	(代表者) 構成 構成 動力 を かか がかか がかか がかかり 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般	構成員 住 (代表者) 商号又は 代表者 (代表者) 商号又は 代表者 (代表者) 構成員 信号 スは 代表者 望します ので、 変換 で、	構成員 住 所 名名 代表者) 商号又は氏名 構成員 住 商号又 者 名 住 商号 又 者 名 住 商号 表 者 の で 表 名 を	構成員 住 所 (代表者) 商号又は名称 代表者氏名  構成員 住 所 商号又は名称 代表者氏名  構成員 住 所 商号又は名称 代表者氏名  (代表者) 高号又は名称 代表者氏名  (代表者) 日 (大表者氏名  (本者) 日 (大表者) 日 (

# 5 資格審査申請項目

1	特定が	定建制	設工	事共	上上	代表者								%
万	大貨 の	を行り出	資比	本	事   本	構成員								%
2	をこめ	又尚,	事 년 工	事に	= 1	代表者								点
0	系る総合	学 静	<b></b> 置  位	金 (P	) k	構成員								点
3,	本にまたま	重又(	は建	設業	色	代表者								
名	長た言	営業が	<b>新</b>	在地	拉木	構成員								
4	工事	事のた	施工	実績	貞									
構	商	号り	ス は	は名	称									
1冊	工	エ	=	事	名									
成	事	発	注核	幾関	名									
員	名	施	工	場	所									
貝	称	契	約	金	額									
(	等	工			期									
代	7	受	注	形	態			単	体	•	共同	企業	体	
14	工	規	柜	莫	等									
表	事	構	造	形	式									
者	概	エ			法									
111	要	技	存	析	的									
)	女	特	記	事	項									
	商	号り	ス は	は名	称									
	工	エ	=	事	名									
	事	発	注核	幾関	名									
構	名	施	工	場	所									
7冊	称	契	約	金	額									
成	等	工			期									
)JX	7	受	注	形	態			単	体	•	共同	企業	体	
員	工	規	ħ.	莫	等									
只	事	構	造	形	式									
	が概	エ			法				 	 				 
	要	技	î	析	的		_					_		
	女	特	記	事	項									

5	専任配置予定の打	支術者		
	商号又は名称			
構	技術者氏名			
成成	生 年 月 日 (年 齢)		(	歳)
員	住   所     電話番号			
代		資格 名		
	法令による免許	免許番号等		
表者		取得年月日		
自 )	現場管理実績			
,	工事名 規模模 工事期間			
	商号又は名称			
	技術者氏名			
	生 年 月 日 (年 齢)		(	歳)
構	住 所電話番号			
成		資格 名		
員	法令による免許	免許番号等		
只		取得年月日		
	現場管理実績			
	【工事名 規模模 工事期間			

備考 この様式によりがたいものにあっては、この様式に準じて調整することができる。

# 特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

	(	Н	H J	/																														
第	1	条		当	共	同	企	業	体	は	,	八	千	代	市	が	発	注	す	る														
								工	事	(	当	該	工	事	内	容	0)	変	更	に	伴	う	工	事	及	び	当	該	工	事	に	関:	連	L
	て	当	該	エ	事	に	追	加	L	て	発	注	さ	れ	る	エ	事	を	含	む	0	以	下	Γ	建	設	工	事	_	と	い	う。	0	)
	を	共	同	連	帯	L	て	施	エ	す	る	۲	と	を	目	的	と	す	る	0														
	(	名	称	)																														
第	2	条		当	共	同	企	業	体	は	,													特	定	建	設	工	事	共	同	企	業	体
	(	以	下	Γ	当	企	業	体	J	と	<i>\</i> \	う	0	)	لح	称	す	る	0															
	(	事	務	所	0)	所	在	地	)																									
第	3	条		当	企	業	体	は	,	事	務	所	を																			に	置	< 。
	(	成	<u>\f\</u>	の	時	期	及	び	解	散	0)	時	期	)																				
第	4	条		当	企	業	体	は	,	平	成			年			月			日	に	成	<u>\</u>	L	,	建	設	エ	事	の	請	負	契	約
	0)	履	行	後	3	カゝ	月	を	経	過	す	る	ま	で	0)	間	は	解	散	す	る	$\succeq$	ح	が	で	き	な	١ ر	0					
2		当	企	業	体	は	,	建	設	エ	事	を	請	け	負	う	۲	ح	が	で	き	な	カュ	つ	た	ح	き	は	,	前	項	の	規	定
	に	カュ	カゝ	わ	6	ず	,	建	設	エ	事	に	係	る	請	負	契	約	が	締	結	さ	れ	た	日	に	解	散	す	る	ŧ	の	ک	す
	る	0																																
	(	構	成	員	の	住	所	及	び	名	称	)																						
第	5	条		当	企	業	体	0)	構	成	員	は	,	次	0)	لح	お	ŋ	لح	す	る	0												
	住					所																												
	商	号	又	は	名	称																												
	住					所																												
	商	号	又	は	名	称																												
	(	代	表	者	0)	名	称	)																										
第	6	条		当	企	業	体	は	,																			を	代	表	者	ح ح	す	る。
	(	代	表	者	0)	権	限	)																										
第	7	条		当	企	業	体	0)	代	表	者	は	,	建	設	エ	事	0)	施	エ	に	関	L	,	当	企	業	体	を	代	表	L	て	そ
	0)	権	限	を	行	う	۲	と	を	名	義	上	明	カュ	に	L	た	上	で	,	発	注	者	及	び	監	督	官	庁	等	と	折	衝	す
	る	権	限	,	見	積	及	び	入	札	に	関	す	る	権	限	並	び	に	請	負	代	金	(	前	払	金	及	び	部	分	払	金	を
	含	む	0	)	0)	請	求	,	受	領	及	び	当	企	業	体	に	属	す	る	財	産	を	管	理	す	る	権	限	を	有	す	る	Ł
	0)	と	す	る	0																													
	(	構	成	員	0)	出	資	割	合	等	)																							
第	8	条		各	構	成	員	0)	出	資	割	合	は	,	次	0)	ح	お	ŋ	لح	す	る	0	た	だ	L	,	建	設	エ	事	に	つ	٧١
	て	発	注	者	لح	契	約	内	容	0)	変	更	増	減	が	あ	つ	て	ŧ	,	構	成	員	の	出	資	の	割	合	は	変	わ	6	な
	V	ŧ	0)	ح	す	る	0																											
	商	号	又	は	名	称																												%
	商	号	又	は	名	称																												%
2		仝	牟	DJ.	か	$\sigma$	£.	$\sigma$	1.7																				ラ	槵	麻	昌	が	乜

議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の工事 の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うも のとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は\_\_\_\_\_とし、 当企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によっ て取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、建設工事の完成後当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には,第8条に規定する出資の割合に より構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には,第8条に規定する出資の割合 により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

- 第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。 (工事途中における構成員の脱退に対する措置)
- 第16条 構成員は、発注者及び他の構成員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは、脱退することができない。
- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合に おいては、残存構成員が建設工事を完成するものとする。この場合、残存構 成員が複数であるときは、共同連帯して建設工事を完成するものとする。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者がある場合、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決 算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱 退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行 わないものとする。

(構成員の除名)

- 第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければな らない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から 第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合に おいては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、建設工事につきかしがあったと きは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定め るものとする。

						外_		社に	ţ,	上	記の	) と	お	ŋ
					特定	建設	<u>:</u> 工	事步	キ 同	企	業体	協	定	を
締結し	たので,	その証拠と	してこ	の協定書	通	を作	成	l,	各	通	に棒	成	員	が
記名捺	印し,各	自所持する	ものと	する。										
平成	年	月 日												
	構成員	住	所											
(	代表者)	商号又は	名称											
		代表者」	氏 名										印	
	構成員	住	所											
		商号又は	名称											
		代表者」	壬 名										印	

備考 この様式により難い場合は、この様式に準じて調整することができる。

# 第3号様式

# 特定建設工事共同企業体使用印鑑届

(あて先)	八千代市長				平	成	年	月	日
	月 印								
上記の印鑑の代表者の印象	を 鑑として使用			しまっ		定建	設工事	共同企	業体
共同企業体	の名称				_特定	建設	工事共	同企業	体
構成員	住	所							
(代表者)	商号又は名	称							
	代表者氏	名						印	
構成員	住	所							
	商号又は名	称							
	代表者氏	名						印	

備考 この様式により難い場合は、この様式に準じて調整することができる。

# 委 任 状

				平成	年	月	日
(あて	先) 八千	一代市長					
共	<b>;</b> 同企業体σ	)名称		_特定建設工	事共同公	企業体	
	構成員	住	所				_
(	(代表者)	商号又は名	· 称				_
			名				_
	## 'T' E	/- <del>}-</del>	=-				
	構成員	住	所				_
		商号又は名	· 称				_
		代表者氏	名			印	_
私は,	下記の共同	引企業体代表	長者を代理人と定?	め,当共同企	*業体がる	字続する	間
八千代市	うとの契約に	こついて、炎	ての権限を委任し	ます。			
共	:同企業体	住	所				_
	(受任者)	商号又は名					_

代表者氏名\_\_\_\_\_

印

## 委任事項

- 1 保証金等の納付並びに還付請求及び領収について
- 2 発注者及び監督官庁等と折衝する権限
- 3 請負代金の請求及び受領に関する権限
- 4 代理人の選任について

備考 この様式により難い場合は、この様式に準じて調整することができる。